

平成 29 年 9 月 12 日 決裁

平成 30 年 11 月 21 日 決裁

平成 31 年 3 月 29 日 決裁

## なし坊サポーターズ設置運営要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、なし坊サポーターズ（以下「サポーターズ」という。）を設置することにより、白井市（以下「市」という。）の住環境、子育て環境及び交通アクセス環境並びに地域資源等の魅力（以下「しろいの魅力」という。）を広く発信し、市のイメージ及び認知度を高めることを目的とする。

### (登録要件)

第 2 条 サポーターズに登録できる者は、次に掲げる要件をいずれも満たす個人又は団体とする。

- (1) 市内に在住し、在勤し、若しくは在学している者又は市にゆかりのある者
- (2) しろいの魅力を情報発信する活動ができる者

### (活動内容等)

第 3 条 サポーターズは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 自主的なしろいの魅力の情報発信及び P R 活動
- (2) 市が提供する各種パンフレット等の配付等の協力活動
- (3) その他シティプロモーションの推進に資する活動

2 前項の活動により発生した費用については、当該サポーターズの負担とする。

### (報酬等)

第 4 条 サポーターズに対する報酬は支給しない。ただし、目的遂行のため、次に掲げるものを提供することができる。

- (1) 市が作成する各種パンフレット等
- (2) その他市長が必要と認めたもの

(登録申込)

第5条 サポーターズの登録を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、なし坊サポーターズ登録申込書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(登録)

第6条 市長は、前条の登録申込があった場合に、第2条の登録要件に該当すると認められるときは、サポーターズとして登録するものとする。この場合において、市長は、当該申込者に対して、なし坊サポーターズ登録証を交付するものとする。

(登録の変更等)

第7条 サポーターズとして登録された者は、登録した内容に変更がある場合は、速やかになし坊サポーターズ登録変更届出書(別記第2号様式)を市長へ提出するものとする。

2 サポーターズを退会しようとするときは、なし坊サポーターズ退会届出書(別記第3号様式)を市長へ提出するものとする。

(登録の取消し)

第8条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、サポーターズの登録を取り消すことができる。

- (1) サポーターズに公序良俗に反する行為又はサポーターズとして相応しくない行為があった場合
- (2) サポーターズとの連絡が不通となった場合

(責任等)

第9条 サポーターズは、その地位を営利目的で利用してはならない。これに反して営利活動を行い、又はサポーターズが第3条に規定する活動の範囲を逸脱すること等により第三者に損害等を与えた場合は、当該サポーターが全ての責任を負うこととし、市は一切の責任を負わないものとする。

(事務局)

第10条 サポーターズに関する庶務は、シティプロモーション担当課において処理する。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。